

## Ⅱ ④ 本会議における一般質問（個人質問）の拡大について

検討趣旨	本会議における一般質問について、交渉会派による代表質問以外の一般質問（個人質問）に拡大するのかどうか検討する。							
現 状	現在、本会議における一般質問については、交渉会派による代表制により行っており、個人質問については認めていない。							
根拠法令	<b>【京都市会会議規則】</b> 第90条 議員は、市の一般事務につき、執行機関に質問することができる。 2 質問者は、会議の前日までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 3 第1項の質問は、日程を終わった後に行う。ただし、市会の同意を得た場合は、この限りでない。							
論 点	①個人質問を認めるのかどうか。 ②認める場合は、どのようなルール（人数、時間、発言順位等）により行うのか。また、テレビ中継は実施するのかどうか。 ③認める場合は、各定例会の審議日程にどのように組み入れるのか。 ④認める場合は、代表質問を実施していない2月定例会においても一般質問を実施するのかどうか。							
参 考	<b>【他都市の状況】</b> <table border="1"><tr><td>代表のみ（4都市）</td><td>札幌市、京都市、大阪市、神戸市</td></tr><tr><td>代表及び個人（13都市）</td><td>仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、岡山市、北九州市、福岡市</td></tr><tr><td>個人のみ（2都市） ※代表制を採っていない</td><td>堺市、広島市</td></tr></table>		代表のみ（4都市）	札幌市、京都市、大阪市、神戸市	代表及び個人（13都市）	仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、岡山市、北九州市、福岡市	個人のみ（2都市） ※代表制を採っていない	堺市、広島市
代表のみ（4都市）	札幌市、京都市、大阪市、神戸市							
代表及び個人（13都市）	仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、岡山市、北九州市、福岡市							
個人のみ（2都市） ※代表制を採っていない	堺市、広島市							